

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：那珂川町中山間地域活性化協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項

- ・大山田の棚田
(平均勾配 1/13、36.4ha、政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 36.4ha)
- ・大内の棚田
(平均勾配 1/13、10.6ha、政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 10.6ha)
- ・馬頭の棚田
(平均勾配 1/11、8.0ha、政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 8.3ha)

範囲については、別添 1 のとおり。これらの棚田すべてを含む協議会が 6 月 1 日付けで設立されており、約 800 人の農業者が協力しあって共同保全活動に取り組んでいく。また、農薬散布用ドローンの導入、その他農業機械の共同利用など、保全活動の省力化、効率化にも取り組む。

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

- ・生産性の向上
 - 令和 6 年までに農業用ドローンを 2 台導入し、共同利用体制を構築する。
 - 生産性向上や農地保全の省力化につながるような機械の導入を推進する。
- ・担い手の確保
 - 地域の中核的なリーダーとなる者や意欲のある担い手に農地を集約する。
 - 棚田オーナー制度を推進し、棚田の保全に取り組む人数を増加させる。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・農産物の供給の促進
 - 令和 6 年までに棚田米をブランド化し、販売量 3 トンを達成する。
- ・集落機能強化
 - 移住定住を促進するために、棚田地域の景観と芸術を組み合わせたイベント開催、交流環境整備を実施し、令和 6 年度までに都市農村交流人口 1,500 人を達成する。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田を観光資源とした地域振興（棚田の価値を活かした活動）
 - 令和 6 年までに棚田地域における農泊の取組数を 23 軒から 40 軒に増加させ、宿泊者数 1,200 人を達成する。

3 計画期間

令和 2 年 6 月～令和 7 年 3 月 31 日

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添 2 の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全

・生産性の向上

- 農薬散布用ドローンを導入するとともに、共同利用体制を構築する。
- 生産性向上や農地保全の省力化につながるような機械の実演会を実施するとともに、共同利用機械の導入に対する補助制度を構築し、スマート農業の取組を推進する。

・担い手の確保

- 地図を元に話し合いを実施し、今後の維持管理の課題を明らかにするとともに、地域の中核的なリーダーとなる者や意欲のある担い手に農地を集約する。
- 棚田オーナー制度への取組意向、参入障壁等を調査したうえで、研修会等を開催するとともにプロモーション活動を実施し、棚田オーナー制度を推進する。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・農産物の供給の促進

- 棚田米の食味分析を実施し、それらをもとに認定基準を設定する。映えるパッケージを作成したうえでプロモーション活動を実施し、販売量の増大と販売単価の向上を目指す。

・集落機能強化

- 棚田地域の景観と芸術を組み合わせたイベント開催、交流環境整備を実施する。また、棚田地域のPR動画を作成する。これらによって、棚田地域の知名度向上、交流人口の増大を達成し、移住定住につなげていく。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

・棚田を観光資源とした地域振興（棚田の価値を活かした活動）

- 農家民泊への取組意向、参入障壁等を調査したうえで、研修会等を開催するとともにプロモーション活動を実施し、令和6年までに農泊の取組数を23軒から40軒に増加させ、宿泊者数1,200人を達成する。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。また、同協議会の参加者ではない棚田オーナーや芸術家は、棚田保全活動や景観と芸術を組み合わせた地域振興の活動を実施することとする。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

那珂川町中山間地域活性化協議会は那珂川町、農業者等、那珂川町観光協会、那珂川町商工会、JA 那須南馬頭支店、グリーンツーリズム団体（創生なかがわ、小砂 village 協議会）、馬頭高校で構成。

参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。